

## 教職員のいのちと健康が守られ、持続可能な学校の実現を求める特別決議

6月26日、中教審「質の高い教師の確保特別部会」が開催された。中教審は、学校の働き方改革、教員の処遇、学校の指導・運営体制の充実等の在り方を柱に検討し、来年春に答申する予定である。また、7月下旬には、直ちにとりくむべき政策に関する緊急提言を策定するとしている。厳しい現場実態をふまえた真摯な議論を求める。

22年12月に発表された「公立学校教職員の人事行政状況調査結果」によると、21年度の教員の精神疾患は、1か月以上の休暇取得者も含めると2万人近くとなり、新規採用者の1年以内の退職は539人、そのうち精神疾患を理由とするものは198人であった。事務職員等も1,318人と在職者の2.23%に上っている。また、7月5日、中学校教員の過労死事案について、富山地裁は過酷な勤務実態が要因であり、校長は「業務の遂行状況や労働時間等を把握し、必要に応じてこれを是正すべき義務(安全配慮義務)」を尽くしたとはいえないと断じた。これ以上、悲劇をくりかえしてはならない。

教職員の未配置は年々増加しており、年度当初からの欠員に加え、早い時期から予定されている産育休取得の代替者すら満足に配置されていない。管理職による担任代行、特定教科の授業が設定できないなど、異常な実態が次々報告され、教職員は休むこともできず、疲弊している。子どもたちや保護者からも「子どもと先生と日本の未来のために、早急に教員の勤務環境を改善してほしい」との声が上がっている。学校はもはや持続可能ではない。

文科省「教員勤務実態調査速報値」からも明らかなように、教員の勤務時間は、授業や子どもの対応で大半が終わってしまう。結果として、処理できない大量の業務は、勤務時間外で行わざるを得ず、それは、給特法の解釈により自主的・自発的行為という現実にそぐわない扱いがされている。すべての業務が正規の勤務時間内に終了する、人間らしい働き方ができる職場が不可欠である。

働き方改革は一刻の猶予も許されない。業務削減、定数改善、そして、給特法の廃止・抜本的見直しは急務である。日教組は、「7.27 『今、学校が大ピンチ!』日教組働き方改革中央集会」を開催し、持続可能な学校のための7つの緊急提言を広く社会に訴えていく。教職員の生活時間を取り戻し、だれもが安心して働き続けられる職場の実現をめざして、組織の総力をあげ、全力でとりくむ。

以上、決議する。

2023年7月16日  
日本教職員組合 第112回定期大会